

目次

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（本則第一条関係）	1
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（本則第二条関係）	10
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（本則第三条関係）	11
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（本則第四条関係）	12
○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）（本則第五条関係）	13
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（本則第六条関係）	25
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（本則第七条関係）	26
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（本則第八条関係）	27
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（本則第九条関係）	28
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（本則第十条関係）	29
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（本則第十一条関係）	30
○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）（本則第十二条関係）	31
○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（附則第二項関係）	33

改正案	現行
<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 空気調和設備その他の機械換気設備</p> <p>二 照明設備</p> <p>三 給湯設備</p> <p>四 昇降機</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のもの、次に掲げる建築物（<u>第二号に掲げる建築物</u>にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一</p>	<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 空気調和設備その他の機械換気設備</p> <p>二 照明設備</p> <p>三 給湯設備</p> <p>四 昇降機</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のもの、次に掲げる建築物（<u>第二号に掲げる建築物</u>にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一</p>

項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）

（一）が一万平方米を超える建築物

二（略）

（住宅部分）

第三条 法第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。次条第一項において同じ。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他こ

項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。次条において同じ。）が

一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む）、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。

（）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（新設）

れらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（特定建築物の非住宅部分の規模等）

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるもの）の床面積を除く。第十三条を除き、以下同じ。）の合計が二平方メートルであることとする。

2| 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

3| 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等）

第五条 法第十五条第三項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2| 法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（新設）

（新設）

(特定建築物に係る報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(適用除外)

第七条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途

二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

(新設)

(新設)

- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
  - 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
  - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
  - 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。
    - 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
    - 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
    - 三 建築基準法第八十五条第五項の規定による許可を受けた建築物
- （所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模）
- 第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。
- 2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（新設）

(建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、法第十九条第一項各号に掲げる行為に係る建築物の建築主等に対し、当該建築物につき、当該建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、前項の行為に係る建築物又はその工事現場に立ち入り、当該建築物並びに当該建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数)

第十条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、一年間に新築する一戸建ての住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一条 法第二十八条第三項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。

(一戸建ての住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一 新築した一戸建ての住宅の戸数

二 一戸建ての住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該一戸建ての住宅、当該一戸建ての住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

第十三条 (略)

第十四条 (略)

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第三条 法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一)とする。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第四条 所管行政庁は、法第三十八条第一項の規定により、法第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。



第十五条 法第四十三条第一項（法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

附則

第一条 （略）

（削除）

（特定増改築の範囲）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める範囲は、二分の一を超えないこととする。

（特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

（新設）

附則

（施行期日）

1| この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する

（国土交通省組織令の一部改正）

2| 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百十九条に次の一号を加える。

十| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

（新設）

（新設）

2

所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（本則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十七〇三十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十六〇三十三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号）にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十三〇三十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号）にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十二〇三十一（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十～二十六（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九～二十五（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録調査機関の登録の有効期間）</p> <p>第七条 法第四十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（空気調和設備等）</p> <p>第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 空気調和設備その他の機械換気設備</li> <li>二 照明設備</li> <li>三 給湯設備</li> <li>四 昇降機</li> </ul> <p>（削除）</p>	<p>（登録調査機関等の登録の有効期間）</p> <p>第七条 法第四十二条第一項（法第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（空気調和設備等）</p> <p>第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 空気調和設備その他の機械換気設備</li> <li>二 照明設備</li> <li>三 給湯設備</li> <li>四 昇降機</li> </ul> <p>（特定建築物の規模）</p> <p>第十五条 法第七十三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>（特定住宅）</p> <p>第十五条の二 法第七十三条第一項の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅とする。</p>

(削除)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第十六条 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号)第二条第一項第四号の延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(第一種特定建築物の規模等)

第十七条 法第七十五条第一項一号の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして

(削除)

(削除)

政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

3 法第七十五条第一項第一号の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(第一種特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

一 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一

二 第一種特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該第一種特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一



(削除)

三 第一種特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

(空気調和設備等の改修)

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

イ 空気調和設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 暖房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

(2) 冷房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

ロ 空気調和設備のポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

- 
- (1) 暖房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
- (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- (2) 冷房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
- (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- ハ 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が六万立方メートル毎時以上のもの
- (2) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の二分の一以上のもの
- (3) 当該第一種特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え
- ニ 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が五・五キ
-

- 
- ロワット以上のもの
- ロ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の二分の一以上のもの
- 三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの
- ハ 当該第一種特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え
- 四 給湯設備 次のいずれかに該当する改修
- イ 給湯設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が二百キロワット以上のもの
- (2) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
- ロ 給湯設備の配管の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る配管の長さの合計が五百メートル以上のもの
- (2) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の二分の一以上のもの
- 五 昇降機 二以上の昇降機の取替え
-

(削除)

(届出等を要しない建築物)

第二十条 法第七十五条第七項の政令で定める建築物は、次のとおりとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
  - 二 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物
  - 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
  - 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
  - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
  - 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 2 | 法第七十五条第七項の政令で定める仮設の建築物は、次のとおりとする。
- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるものは同条第三項の許可を受けたもの

(削除)

- 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 三 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

(第二種特定建築物の改築等の規模)

第二十條の二 法第七十五条の二第一項の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

2 法第七十五条の二第一項の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計であることとする。

(特定住宅の戸数の要件)

第二十條の三 法第七十六条の六第一項の政令で定める数は、一年間に新築する特定住宅の戸数が百五十戸とする。

(住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十條の四 法第七十六条の六第三項の審議会等で政令で定めるものは、社会資本整備審議会とする。

第二十一條〜第二十三條 (略)

第二十三條の二 (略)

第十五條〜第十七條 (略)

第十八條 (略)

第十九条 (略)

(報告及び立入検査)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条～第二十六条 (略)

(削除)

第二十三条の三 (略)

(報告及び立入検査)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第二十六条～第三十条 (略)

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、第一種特定建築主等、第二種特定建築主又は法第七十五条第五項若しくは第七十五条の二第三項の規定による報告をすべき者に対し、その法第七十五条第一項各号に掲げる行為をしようとする第一種特定建築物、同条第五項の報告に係る第一種特定建築物、法第七十五条の二第一項に規定する行為をしようとする第二種特定建築物又は同条第三項の報告に係る第二種特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるもの(同項の報告に係る第二種特定建築物にあつては、第二号に掲げるものに限る。)に関し報告させることができる。

一 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項

二 特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する事項

2 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定建築物又は特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の外

(削除)

壁、窓等及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条の二 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅につき、次の事項に

一 新築した特定住宅の戸数

二 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能及びその向上に関する事項

2 | 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、当該特定住宅の外壁、窓等及び当該特定住宅に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書、帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、

第三十二条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に

特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に關し報告させることができる。

一 三 (略)

4 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(手数料)

第二十八条 法第八十八条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一 六 (略)	(略)
(削除)	(削除)

、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に關し報告させることができる。

一 三 (略)

4 経済産業大臣は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(手数料)

第三十三条 法第八十八条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一 六 (略)	(略)
七 法第七十六条の十四第一項の規定により国土交	一万六千八百円



	<p>(権限の委任) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>通大臣が行う講習を受けようとする者</p>	<p>(権限の委任) 第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五章第二節及び第八十七条第十二項の規定に基づく国土交通大臣の権限のうち、その建築物調査の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に係るものは、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十五～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（本則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十二（略） 二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで 二十四～三十一（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十二（略） （新設） 二十三～三十（略） 2（略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（本則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十六 （略）</p> <p>四十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>四十八 六十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十七 六十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓二十四 （略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓二十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>（削る。）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三〇七 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>八〇十四 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>一五〇三二 （略）</p> <p>三三三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>三三四〇四二二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 削除</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 削除</p> <p>五〇九 （略）</p> <p>十 削除</p> <p>一〇一〇七 （略）</p> <p>一八 削除</p> <p>一九〇三六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三三七〇四五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（本則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十七～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十六～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案

現 行

				<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	公共用地分科会 (略)	産業分科会 (略)	住宅宅地分科会 (略)
				<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	公共用地分科会 (略)	産業分科会 (略)	住宅宅地分科会 (略)



2 6 (略)	都市計画・歴史的風土分科会	(略)	河川分科会	(略)	道路分科会	(略)	建築分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
	都市計画・歴史的風土分科会	(略)	河川分科会	(略)	道路分科会	(略)	建築分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替え）</p> <p>第十二条 法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項中「、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）」と、その他のものにあつては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十七条第一項の政令で定める市」とする。</p>	<p>（地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替え）</p> <p>第十二条 法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項中「、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十七条第一項の政令で定める市」とする。</p>